

第21号議案

芦屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成30年2月20日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律による国民健康保険法等の一部改正に伴い、保険料の賦課に関する基準等に係る規定を整備するとともに、被保険者間の保険料負担の均衡を図ることを目的として、基礎賦課限度額等に係る規定を改正するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例

芦屋市国民健康保険条例（昭和38年芦屋市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「行う国民健康保険」の次に「の事務」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称）

第1条の2 法第11条第2項の規定により本市に設置する協議会の名称は、芦屋市国民健康保険運営協議会（以下「運営協議会」という。）とする。

第2条中「国民健康保険運営協議会」を「運営協議会」に改める。

第9条の2中「被保険者である世帯主及びその」を「世帯主の」に、「第29条の7第1項」を「第29条の7第1項第1号」に、「同項に規定する後期高齢者支援金等賦課額」を「令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額」に、「同項に規定する介護納付金賦課被保険者」を「令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者」に、「同項に規定する介護納付金賦課額」を「同号に規定する介護納付金賦課額」に改める。

第9条の3第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費，入院時生活療養費，保険外併用療養費，療養費，訪問看護療養費，特別療養費，移送費，高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額

イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第22条の規定により読み替えられた法

第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(兵庫県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限り、兵庫県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額

ウ 法第81条の2第4項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

エ 法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

オ 保健事業に要する費用の額

カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに兵庫県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(兵庫県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法第74条の規定による補助金の額

イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(兵庫県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金(エにおいて「国

民健康保険保険給付費等交付金」という。) (退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。)に係るものを除く。)の額

エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)を除く。)の額

第13条第1項第1号中「100分の50」を「100分の52」に改め、同項第2号中「100分の35」を「100分の34」に、「賦課期日」を「当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度」に、「一般被保険者数」を「一般被保険者の数等を勘案して算定した数」に改め、同項第3号ア中「100分の15」を「100分の14」に、「初日」を「前年度及びその直前の2箇年度の各年度」に改め、「世帯の数」の次に「等を勘案して算定した数」を加える。

第13条の6中「540,000円」を「令第29条の7第2項第9号又は令附則第4条第2項第6号に規定する額」に改める。

第13条の6の2第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(兵庫県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分であつて、兵庫県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。)の額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替

えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

第13条の6の5第1項第1号中「100分の50」を「100分の52」に、「第32条の9」を「第32条の9の2」に改め、同項第2号中「100分の35」を「100分の34」に、「初日」を「前年度及びその直前の2箇年度の各年度」に、「一般被保険者数」を「一般被保険者の数等を勘案して算定した数」に改め、同項第3号ア中「100分の15」を「100分の14」に、「初日」を「前年度及びその直前の2箇年度の各年度」に改め、「属する世帯の数」の次に「等を勘案して算定した数」を加える。

第13条の6の10中「190,000円」を「令第29条の7第3項第8号又は令附則第4条第3項第6号に規定する額」に改める。

第13条の7第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（兵庫県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額
- (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額
 - ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額
 - イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

第13条の10第1項第1号中「100分の50」を「100分の52」に改め、同項第2号中「100分の35」を「100分の34」に、「賦課期日」を「当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度」に、「介護納付金賦課被保険者数」を「介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数」に改め、同項第3号中「100分の15」を「100分の14」に、「賦課期日」を「当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度」に、「世帯数」を「世帯の数等を勘案して算定した数」

に改める。

第13条の11中「160,000円」を「令第29条の7第4項第8号に規定する額」に改める。

第15条第1項中「第8期 2月1日から同月末日まで」を
「第8期 2月1日から同月末日まで
第9期 3月1日から同月末日まで」
に改める。

第17条第1項中「540,000円を超える場合には、540,000円」を「第13条の6に規定する額を超える場合には、当該額」に改め、同項第2号中「270,000円」を「275,000円」に改め、同項第3号中「490,000円」を「500,000円」に改め、同条第4項中「540,000円」を「第13条の6」に、「190,000円」を「第13条の6の10」に改め、同条第5項中「540,000円」を「第13条の6」に、「160,000円」を「第13条の11」に改める。

第21条の3第2項中「届出は」を「届出に当たり」に、「を提示して行わなければ」を「の提示を求められた場合においては、これを提示しなければ」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の芦屋市国民健康保険条例の規定（第1条から第2条まで及び第21条の3第2項の規定を除く。）は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 芦屋市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年芦屋市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表中「国民健康保険運営協議会」を「芦屋市国民健康保険運営協議会」に改める。

芦屋市国民健康保険条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律による国民健康保険法等の一部改正に伴い、保険料の賦課に関する基準等に係る規定を整備するとともに、被保険者間の保険料負担の均衡を図ることを目的として、基礎賦課限度額等に係る規定を改正するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 一般被保険者に係る基礎賦課総額（第9条の3関係）

基礎賦課総額は、アに掲げる額の見込額からイに掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

ア 当該年度における次に掲げる額の合算額

改正案	現 行
(ア) 療養の給付等に要する費用等の額	(ア) 療養の給付等に要する費用等の額
(イ) <u>国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(医療分)の額</u>	(イ) <u>前期高齢者納付金等の納付に要する費用の額</u>
(ウ) <u>財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</u>	(ウ) <u>保険財政共同安定化事業拠出金の納付に要する費用の額</u>
(エ) <u>財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額</u>	(エ) <u>高額医療費共同事業拠出金の納付に要する費用の2分の1に相当する額</u>
(オ) 保健事業に要する費用の額	(オ) 保健事業に要する費用の額
(カ) その他国民健康保険事業に要する費用の額	(カ) その他国民健康保険事業に要する費用の額

イ 当該年度における次に掲げる額の合算額

改正案	現 行
(ア) <u>国民健康保険保険給付費等交付金の額</u>	(ア) <u>療養給付費等負担金の額</u>
(イ) 国の補助金の額	(イ) <u>国及び県の調整交付金の額</u>
(ウ) 県及び市の補助金及び貸付金の額	(ウ) <u>特定健康診査等負担金の額</u>
	(エ) 国の補助金の額
	(オ) 県及び市の補助金及び貸付金の額

(エ) その他国民健康保険事業に要する費用のための収入の額	(カ) <u>保険財政共同安定化事業交付金及び高額医療費共同事業交付金の額</u> (キ) <u>前期高齢者交付金の額</u> (ク) <u>調整対象基準額に退職被保険者等所属割合を乗じて得た額</u> (ケ) その他国民健康保険事業に要する費用のための収入の額
-------------------------------	--

(2) 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額（第13条の6の2関係）

後期高齢者支援金等賦課総額は、アに掲げる額の見込額からイに掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

ア 当該年度における次に掲げる額の合算額

改正案	現 行
<u>国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(後期高齢者支援金等分)の額</u>	<u>後期高齢者支援金等の納付に要する費用の額</u>

イ 当該年度における次に掲げる額の合算額

改正案	現 行
(ア) 県及び市の補助金及び貸付金の額 (イ) その他国民健康保険事業に要する費用のための収入の額	(ア) <u>療養給付費等負担金の額</u> (イ) <u>国及び県の調整交付金の額</u> (ウ) <u>後期高齢者支援金等の額に退職被保険者等所属割合を乗じて得た額</u> (エ) 県及び市の補助金及び貸付金の額 (オ) その他国民健康保険事業に要する費用のための収入の額

(3) 介護納付金賦課総額（第13条の7関係）

介護納付金賦課総額は、アに掲げる額の見込額からイに掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

ア 当該年度における次に掲げる額の合算額

改正案	現 行
<u>国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(介護納付金分)の額</u>	<u>介護納付金の納付に要する費用の額</u>

イ 当該年度における次に掲げる額の合算額

改正案	現 行
(ア) 県及び市の補助金及び貸付金の額 (イ) その他国民健康保険事業に要する費用のための収入の額	(ア) <u>療養給付費等負担金の額</u> (イ) <u>国及び県の調整交付金の額</u> (ウ) 県及び市の補助金及び貸付金の額 (エ) その他国民健康保険事業に要する費用のための収入の額

- (4) 一般被保険者に係る基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額並びに介護納付金賦課額の保険料率（第13条，第13条の6の5及び第13条の10関係）

ア 所得割，被保険者均等割及び世帯別平等割の基礎賦課総額，後期高齢者支援金等賦課総額及び介護納付金賦課総額に対する按分割合を次のとおり改正する。

	改正案	現 行
所得割	52 / 100	50 / 100
被保険者均等割	34 / 100	35 / 100
世帯別平等割	14 / 100	15 / 100

イ 被保険者均等割額及び世帯別平等割額の算定に用いる被保険者数及び世帯数を過去3年度の実績等から勘案して算定した数とする。

- (5) 基礎賦課限度額，後期高齢者支援金等賦課限度額及び介護納付金賦課限度額を次のとおり改正する。

（第13条の6，第13条の6の10及び第13条の11関係）

	改正案	現 行
基礎賦課限度額	令第29条の7第2項第9号又は 令附則第4条第2項第6号に規定する額	54万円
後期高齢者支援金等 賦課限度額	令第29条の7第3項第8号又は 令附則第4条第3項第6号に規定する額	19万円
介護納付金賦課限度 額	令第29条の7第4項第8号に規定する額	16万円

※ 令：国民健康保険法施行令

- (6) 普通徴収に係る保険料の納期（第15条関係）

保険料の納期について，第9期の納期（3月1日から同月末日まで）を新たに設けることとする。

- (7) 被保険者均等割額及び世帯別平等割額の軽減に係る所得判定基準の拡充

（第17条関係）

ア 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において，被保険者数と特定同一世帯所属者（※）数の合計数に乗じる金額を27.5万円（現行は27万円）とする。

イ 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において，被保険者数と特

定同一世帯所属者数の合計数に乗じる金額を50万円（現行は49万円）とする。

※ 特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した後も継続して同一の世帯に属する者をいう。

(8) その他所要の規定の整備

3 施行期日等

(1) 平成30年4月1日

(2) 改正後の2(1)から(7)までの規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(3) 芦屋市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

条例の改正に伴う規定の整理

国民健康保険法抜粋（平成30年4月1日施行）

（国民健康保険事業の運営に関する協議会）

第11条（第1項省略）

2 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであつて、第4章の規定による保険給付、第76条第1項の規定による保険料の徴収その他の重要事項に限る。）を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

（第3項及び第4項省略）

（国民健康保険保険給付費等交付金）

第75条の2 都道府県は、保険給付の実施その他の国民健康保険事業の円滑かつ確実な実施を図り、及び当該都道府県内の市町村の財政状況その他の事情に応じた財政の調整を行うため、政令で定めるところにより、条例で、当該都道府県内の市町村に対し、当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する療養の給付等に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用について、国民健康保険保険給付費等交付金を交付する。

（第2項省略）

（国民健康保険事業費納付金の徴収及び納付義務）

第75条の7 都道府県は、当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険保険給付費等交付金の交付に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、政令で定めるところにより、条例で、年度（毎年4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）ごとに、当該都道府県内の市町村から、国民健康保険事業費納付金を徴収するものとする。

（第2項省略）

(財政安定化基金)

第81条の2 都道府県は、国民健康保険の財政の安定化を図るため財政安定化基金を設け、次に掲げる事業に必要な費用に充てるものとする。

- (1) 当該都道府県内の収納不足市町村に対し、政令で定めるところにより、基金事業対象保険料収納額が基金事業対象保険料必要額に不足する額を基礎として、当該都道府県内の市町村における保険料の収納状況等を勘案して政令で定めるところにより算定した額の範囲内の額の資金を貸し付ける事業
- (2) 基金事業対象保険料収納額が基金事業対象保険料必要額に不足することにつき特別の事情があると認められる当該都道府県内の収納不足市町村に対し、政令で定めるところにより、基金事業対象保険料収納額が基金事業対象保険料必要額に不足する額を基礎として、当該都道府県内の市町村における保険料の収納状況等を勘案して政令で定めるところにより算定した額の2分の1以内の額の資金を交付する事業

(第2項及び第3項省略)

4 都道府県は、財政安定化基金に充てるため、政令で定めるところにより、当該都道府県内の市町村から財政安定化基金拠出金を徴収するものとする。

(第5項から第8項まで省略)

9 この条における用語のうち次の各号に掲げるものの意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 収納不足市町村 基金事業対象保険料収納額が基金事業対象保険料必要額に不足する市町村
- (2) 基金事業対象保険料収納額 市町村が当該年度中に収納した保険料の額のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要した費用の額、財政安定化基金拠出金の納付に要した費用の額、第1項第1号に掲げる事業による都道府県からの借入金（次号において「財政安定化基金事業借入金」という。）の償還に要した費用の額その他政令で定める費用の額に充てたものとして政令で定めるところにより算定した額

(第3号から第5号まで省略)

国民健康保険法施行令抜粋（平成30年4月1日施行）

（市町村の保険料の賦課に関する基準）

第29条の7 市町村による法第76条第1項の保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分を除く。次項第1号イ（6）及びロ（4）において同じ。）に充てるための賦課額をいう。同項及び附則第4条第2項において同じ。）
- (2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための賦課額をいう。第3項及び附則第4条第3項において同じ。）
- (3) 世帯主の世帯に属する被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者（第4項において「介護納付金賦課被保険者」という。）につき算定した介護納付金賦課額（法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（当該市町村が属する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための賦課額をいう。第4項において同じ。）

2 市町村による法第76条第1項の保険料の賦課額のうち基礎賦課額についての法第81条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

（第1号省略）

- (2) 基礎賦課総額は、イからハまでに掲げる額のいずれかによるものであること。
 - イ 所得割総額，資産割総額，被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額
 - ロ 所得割総額，被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額
 - ハ 所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額
- (3) 当該基礎賦課額は、前号イからハまでに掲げる基礎賦課総額の区分に応じ、世

帯主の世帯に属する被保険者につき算定した所得割額，資産割額若しくは被保険者均等割額の合算額の総額又は当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額であること。

(第4号から第8号まで省略)

(9) 第3号の基礎賦課額は，58万円を超えることができないものであること。

3 市町村による法第76条第1項の保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額についての法第81条に規定する政令で定める基準は，次のとおりとする。

(第1号省略)

(2) 後期高齢者支援金等賦課総額は，イからハまでに掲げる額のいずれかによるものであること。

イ 所得割総額，資産割総額，被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額

ロ 所得割総額，被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額

ハ 所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額

(3) 当該後期高齢者支援金等賦課額は，前号イからハまでに掲げる後期高齢者支援金等賦課総額の区分に応じ，世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した所得割額，資産割額若しくは被保険者均等割額の合算額の総額又は当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額であること。

(第4号から第7号まで省略)

(8) 第3号の後期高齢者支援金等賦課額は，19万円を超えることができないものであること。

4 市町村による法第76条第1項の保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額についての法第81条に規定する政令で定める基準は，次のとおりとする。

(第1号省略)

(2) 介護納付金賦課総額は，イからハまでに掲げる額のいずれかによるものであること。

イ 所得割総額，資産割総額，被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額

ロ 所得割総額，被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額

ハ 所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額

(3) 当該介護納付金賦課額は，前号イからハまでに掲げる介護納付金賦課総額の区分に応じ，世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者につき算定した所得割

額，資産割額若しくは被保険者均等割額の合算額の総額又は当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額であること。

(第4号から第7号まで省略)

- (8) 第3号の介護納付金賦課額は，16万円を超えることができないものであること。

(第5項省略)

附 則

(退職被保険者等所属市町村の保険料賦課基準の特例)

第4条 (第1項省略)

2 退職被保険者等所属市町村による法第76条第1項の保険料の賦課額のうち退職被保険者等(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等をいう。以下この条において同じ。)に係る基礎賦課額についての法第81条に規定する政令で定める基準は，次のとおりとする。

- (1) 当該基礎賦課額は，当該退職被保険者等所属市町村における一般被保険者(退職被保険者等以外の被保険者をいう。以下この条において同じ。)に係る保険料についての前項の規定により読み替えられた第29条の7第2項第2号イからハマまでに掲げる基礎賦課総額の区分に応じ，世帯主の世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額，資産割額若しくは被保険者均等割額の合算額の総額又は当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額(退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には，所得割額，資産割額又は被保険者均等割額の合算額の総額)であること。

(第2号から第5号まで省略)

- (6) 第1号の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には，前項の規定により読み替えられた第29条の7第2項第3号の基礎賦課額と第1号の基礎賦課額との合算額)は，58万円を超えることができないものであること。

3 退職被保険者等所属市町村による法第76条第1項の保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額についての法第81条に規定する政令で定める基準は，次のとおりとする。

- (1) 当該後期高齢者支援金等賦課額は，当該退職被保険者等所属市町村における一

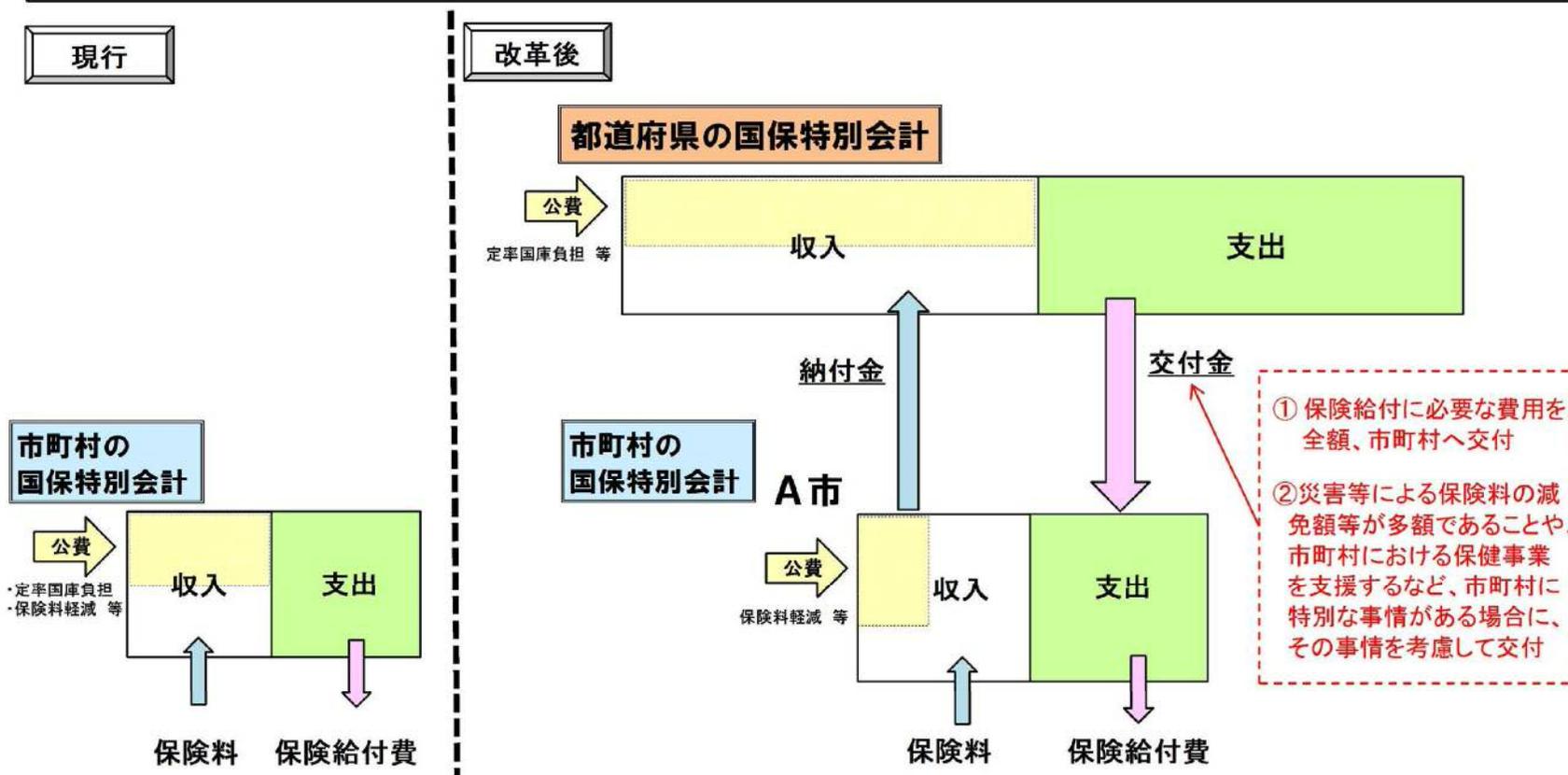
般被保険者に係る保険料についての第1項の規定により読み替えられた第29条の7第3項第2号イからハマまでに掲げる後期高齢者支援金等賦課総額の区分に応じ、世帯主の世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額、資産割額若しくは被保険者均等割額の合算額の総額又は当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額（退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額、資産割額又は被保険者均等割額の合算額の総額）であること。

（第2号から第5号まで省略）

- (6) 第1号の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第1項の規定により読み替えられた第29条の7第3項第3号の後期高齢者支援金等賦課額と第1号の後期高齢者支援金等賦課額との合算額）は、19万円を超えることができないものであること。

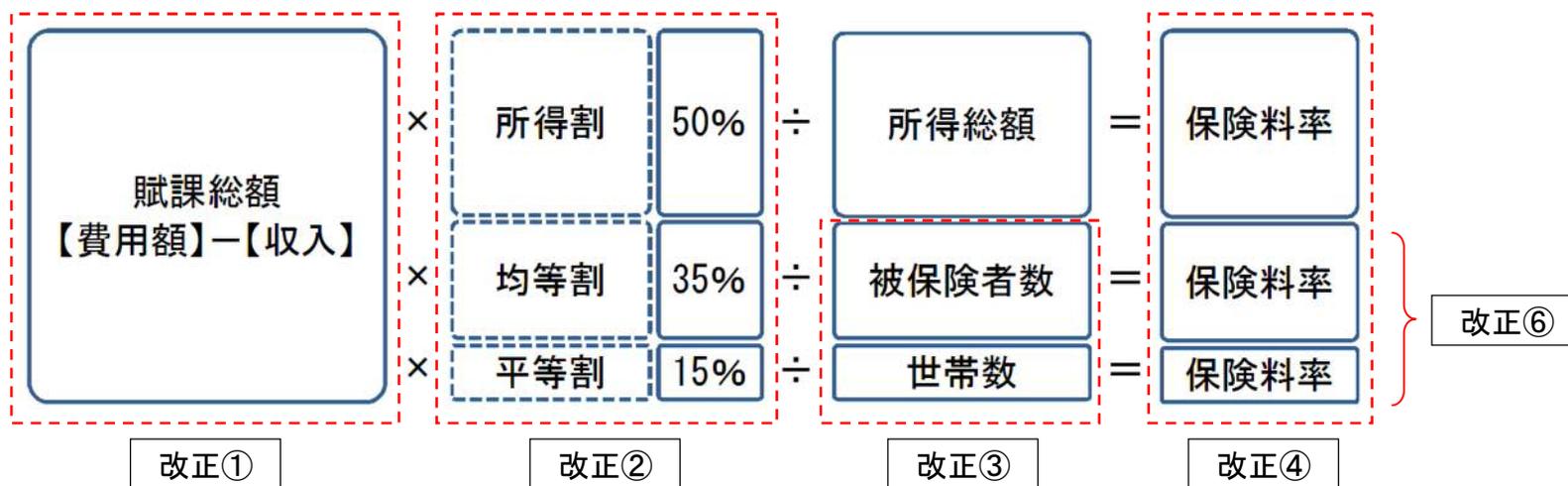
国民健康保険制度改革後の国保財政の仕組み（イメージ）

- 都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払う（保険給付費等交付金の交付）ことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理する。
- ※ 都道府県にも国保特別会計を設置
- 市町村は、都道府県が市町村ごとに決定した納付金を都道府県に納付する。
- ※ 納付金の額は、市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮



国民健康保険制度改革による改正	保険料賦課に係る賦課総額の算定基準	改正①
	賦課総額に対する所得割，均等割及び平等割の按分割合	改正②
	均等割額及び平等割額の算定に用いる被保険者数及び世帯数	改正③
国民健康保険制度改革によらない改正	保険料賦課限度額に係る改正について	改正④
	普通徴収に係る保険料の納期数変更について	改正⑤
	保険料の軽減に係る所得判定基準の拡充について	改正⑥

保険料率の算定方法



改正①

保険料賦課に係る賦課総額の算定基準（第9条の3，第13条の6の2及び第13条の7関係）

国民健康保険の制度改革に伴い，国民健康保険事業費納付金や保険給付費等交付金を追加する等の算定基準の変更を行う。

改正案	現 行				
<p>○基礎分</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>【費用】</p> <p>ア 療養の給付等に要する費用等</p> <p>イ <u>国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（医療分）</u></p> <p>ウ <u>財政安定化基金拠出金の納付に要する費用</u></p> <p>エ <u>財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用</u></p> <p>オ 保健事業に要する費用</p> <p>カ その他国民健康保険事業に要する費用</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>【収入】</p> <p>ア <u>国民健康保険保険給付費等交付金</u></p> <p>イ 国の補助金</p> <p>ウ 県及び市の補助金及び貸付金</p> <p>エ その他国民健康保険事業に要する費用のための収入</p> </td> </tr> </table>	<p>【費用】</p> <p>ア 療養の給付等に要する費用等</p> <p>イ <u>国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（医療分）</u></p> <p>ウ <u>財政安定化基金拠出金の納付に要する費用</u></p> <p>エ <u>財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用</u></p> <p>オ 保健事業に要する費用</p> <p>カ その他国民健康保険事業に要する費用</p>	<p>【収入】</p> <p>ア <u>国民健康保険保険給付費等交付金</u></p> <p>イ 国の補助金</p> <p>ウ 県及び市の補助金及び貸付金</p> <p>エ その他国民健康保険事業に要する費用のための収入</p>	<p>○基礎分</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>【費用】</p> <p>ア 療養の給付等に要する費用等</p> <p>イ <u>前期高齢者納付金等の納付に要する費用</u></p> <p>ウ <u>保険財政共同安定化事業拠出金の納付に要する費用</u></p> <p>エ <u>高額医療費共同事業拠出金の納付に要する費用の2分の1相当額</u></p> <p>オ 保健事業に要する費用</p> <p>カ その他国民健康保険事業に要する費用</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>【収入】</p> <p>ア <u>療養給付費等負担金</u></p> <p>イ <u>国及び県の調整交付金</u></p> <p>ウ <u>特定健康診査等負担金</u></p> <p>エ 国の補助金</p> <p>オ 県及び市の補助金及び貸付金</p> <p>カ <u>保険財政共同安定化事業交付金及び高額医療費共同事業交付金</u></p> <p>キ <u>前期高齢者交付金</u></p> <p>ク <u>退職被保険者等に係る調整対象基準額相当額</u></p> <p>ケ その他国民健康保険事業に要する費用のための収入</p> </td> </tr> </table>	<p>【費用】</p> <p>ア 療養の給付等に要する費用等</p> <p>イ <u>前期高齢者納付金等の納付に要する費用</u></p> <p>ウ <u>保険財政共同安定化事業拠出金の納付に要する費用</u></p> <p>エ <u>高額医療費共同事業拠出金の納付に要する費用の2分の1相当額</u></p> <p>オ 保健事業に要する費用</p> <p>カ その他国民健康保険事業に要する費用</p>	<p>【収入】</p> <p>ア <u>療養給付費等負担金</u></p> <p>イ <u>国及び県の調整交付金</u></p> <p>ウ <u>特定健康診査等負担金</u></p> <p>エ 国の補助金</p> <p>オ 県及び市の補助金及び貸付金</p> <p>カ <u>保険財政共同安定化事業交付金及び高額医療費共同事業交付金</u></p> <p>キ <u>前期高齢者交付金</u></p> <p>ク <u>退職被保険者等に係る調整対象基準額相当額</u></p> <p>ケ その他国民健康保険事業に要する費用のための収入</p>
<p>【費用】</p> <p>ア 療養の給付等に要する費用等</p> <p>イ <u>国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（医療分）</u></p> <p>ウ <u>財政安定化基金拠出金の納付に要する費用</u></p> <p>エ <u>財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用</u></p> <p>オ 保健事業に要する費用</p> <p>カ その他国民健康保険事業に要する費用</p>	<p>【収入】</p> <p>ア <u>国民健康保険保険給付費等交付金</u></p> <p>イ 国の補助金</p> <p>ウ 県及び市の補助金及び貸付金</p> <p>エ その他国民健康保険事業に要する費用のための収入</p>				
<p>【費用】</p> <p>ア 療養の給付等に要する費用等</p> <p>イ <u>前期高齢者納付金等の納付に要する費用</u></p> <p>ウ <u>保険財政共同安定化事業拠出金の納付に要する費用</u></p> <p>エ <u>高額医療費共同事業拠出金の納付に要する費用の2分の1相当額</u></p> <p>オ 保健事業に要する費用</p> <p>カ その他国民健康保険事業に要する費用</p>	<p>【収入】</p> <p>ア <u>療養給付費等負担金</u></p> <p>イ <u>国及び県の調整交付金</u></p> <p>ウ <u>特定健康診査等負担金</u></p> <p>エ 国の補助金</p> <p>オ 県及び市の補助金及び貸付金</p> <p>カ <u>保険財政共同安定化事業交付金及び高額医療費共同事業交付金</u></p> <p>キ <u>前期高齢者交付金</u></p> <p>ク <u>退職被保険者等に係る調整対象基準額相当額</u></p> <p>ケ その他国民健康保険事業に要する費用のための収入</p>				

改正案	現 行				
<p>○後期高齢者支援金等分</p> <table border="1" data-bbox="219 341 1093 564"> <tr> <td data-bbox="219 341 622 564"> <p>【費用】 国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(後期高齢者支援金等分)</p> </td> <td data-bbox="622 341 1093 564"> <p>【収入】 ア 県及び市の補助金及び貸付金 イ その他国民健康保険事業に要する費用のための収入</p> </td> </tr> </table>	<p>【費用】 国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(後期高齢者支援金等分)</p>	<p>【収入】 ア 県及び市の補助金及び貸付金 イ その他国民健康保険事業に要する費用のための収入</p>	<p>○後期高齢者支援金等分</p> <table border="1" data-bbox="1160 341 2033 703"> <tr> <td data-bbox="1160 341 1563 703"> <p>【費用】 後期高齢者支援金等の納付に要する費用</p> </td> <td data-bbox="1563 341 2033 703"> <p>【収入】 ア 療養給付費等負担金 イ 国及び県の調整交付金 ウ 退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等相当額 エ 県及び市の補助金及び貸付金 オ その他国民健康保険事業に要する費用のための収入</p> </td> </tr> </table>	<p>【費用】 後期高齢者支援金等の納付に要する費用</p>	<p>【収入】 ア 療養給付費等負担金 イ 国及び県の調整交付金 ウ 退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等相当額 エ 県及び市の補助金及び貸付金 オ その他国民健康保険事業に要する費用のための収入</p>
<p>【費用】 国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(後期高齢者支援金等分)</p>	<p>【収入】 ア 県及び市の補助金及び貸付金 イ その他国民健康保険事業に要する費用のための収入</p>				
<p>【費用】 後期高齢者支援金等の納付に要する費用</p>	<p>【収入】 ア 療養給付費等負担金 イ 国及び県の調整交付金 ウ 退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等相当額 エ 県及び市の補助金及び貸付金 オ その他国民健康保険事業に要する費用のための収入</p>				
<p>○介護納付金分</p> <table border="1" data-bbox="219 831 1093 1054"> <tr> <td data-bbox="219 831 622 1054"> <p>【費用】 国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(介護納付金分)</p> </td> <td data-bbox="622 831 1093 1054"> <p>【収入】 ア 県及び市の補助金及び貸付金 イ その他国民健康保険事業に要する費用のための収入</p> </td> </tr> </table>	<p>【費用】 国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(介護納付金分)</p>	<p>【収入】 ア 県及び市の補助金及び貸付金 イ その他国民健康保険事業に要する費用のための収入</p>	<p>○介護納付金分</p> <table border="1" data-bbox="1160 831 2033 1134"> <tr> <td data-bbox="1160 831 1563 1134"> <p>【費用】 介護納付金の納付に要する費用</p> </td> <td data-bbox="1563 831 2033 1134"> <p>【収入】 ア 療養給付費等負担金 イ 国及び県の調整交付金 ウ 県及び市の補助金及び貸付金の額 エ その他国民健康保険事業に要する費用のための収入</p> </td> </tr> </table>	<p>【費用】 介護納付金の納付に要する費用</p>	<p>【収入】 ア 療養給付費等負担金 イ 国及び県の調整交付金 ウ 県及び市の補助金及び貸付金の額 エ その他国民健康保険事業に要する費用のための収入</p>
<p>【費用】 国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(介護納付金分)</p>	<p>【収入】 ア 県及び市の補助金及び貸付金 イ その他国民健康保険事業に要する費用のための収入</p>				
<p>【費用】 介護納付金の納付に要する費用</p>	<p>【収入】 ア 療養給付費等負担金 イ 国及び県の調整交付金 ウ 県及び市の補助金及び貸付金の額 エ その他国民健康保険事業に要する費用のための収入</p>				

改正② 賦課総額に対する所得割、均等割及び平等割の按分割合

(第13条, 第13条の6の5及び第13条の10関係)

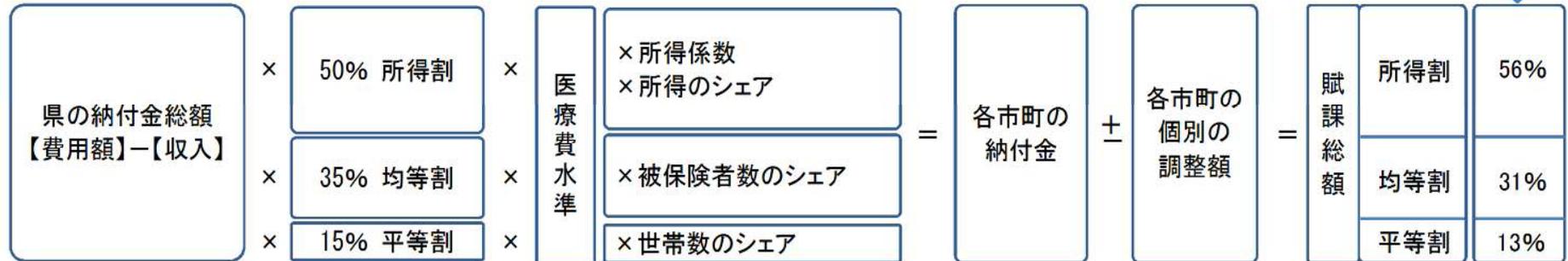
兵庫県が算出する標準保険料率の算定に係る賦課総額の割合を勘案した割合とする。

改正案				現行			
	所得割	均等割	平等割		所得割	均等割	平等割
基礎分	52%	34%	14%	基礎分	50%	35%	15%
後期高齢者支援金等分							
介護納付金分							

[標準保険料率算定に係る賦課総額の算出方法] ※基礎分の算出例

兵庫県全体の納付金総額を兵庫県国民健康保険運営方針に定められた標準的な割合で所得割分、均等割分及び平等割分に按分し、各市町の所得、被保険者数、世帯数のシェア等から各市町の納付金が算出される。その結果、本市の賦課総額に占める所得割総額の割合が大きくなる。

本市の割合



〔賦課総額割合について〕

※現行の保険料率で賦課限度額を4万円(基礎分)引き上げた場合の賦課総額を基に試算

		現行		改正案 ※世帯の保険料の上昇が2%未満			
				現行との差			
		賦課総額割合	料率	賦課総額割合	料率	賦課総額割合	料率
基礎分	所得割	50.0%	6.3%	52.0%	6.4%	2.0%	0.1%
	均等割	35.0%	29,760円	34.0%	29,760円	-1.0%	0円
	平等割	15.0%	21,120円	14.0%	20,160円	-1.0%	-960円
	賦課限度額		54万円		58万円		4万円
後期高齢者支援金等分	所得割	50.0%	2.7%	52.0%	2.7%	2.0%	0.0%
	均等割	35.0%	11,520円	34.0%	11,520円	-1.0%	0円
	平等割	15.0%	8,280円	14.0%	8,160円	-1.0%	-120円
	賦課限度額		19万円		19万円		0万円
介護納付金分	所得割	50.0%	2.6%	52.0%	2.7%	2.0%	0.1%
	均等割	35.0%	13,440円	34.0%	13,080円	-1.0%	-360円
	平等割	15.0%	6,720円	14.0%	6,360円	-1.0%	-360円
	賦課限度額		16万円		16万円		0万円

【参考】平成30年度標準保険料率算定結果 の賦課総額割合とした場合の試算			
		現行との差	
賦課総額割合	料率	賦課総額割合	料率
56.0%	7.0%	6.0%	0.7%
31.0%	27,240円	-4.0%	-2,520円
13.0%	18,720円	-2.0%	-2,400円
	58万円		4万円
56.0%	3.0%	6.0%	0.3%
31.0%	10,560円	-4.0%	-960円
13.0%	7,320円	-2.0%	-960円
	19万円		0万円
54.0%	2.9%	4.0%	0.3%
32.0%	12,240円	-3.0%	-1,200円
14.0%	6,240円	-1.0%	-480円
	16万円		0万円

改正③ 均等割額及び平等割額の算定に用いる被保険者数及び世帯数

(第13条, 第13条の6の5及び第13条の10関係)

兵庫県が算出する標準保険料率の算定上の基準と同様の方法で算定できるようにする。

	改正案	現行
被保険者数	過去3年度の実績等から勘案して算定した数	賦課期日現在の被保険者数
世帯数	過去3年度の実績等から勘案して算定した数	賦課期日現在の被保険者が属する世帯の数

改正④

保険料賦課限度額に係る改正について

(第13条の6, 第13条の6の10及び第13条の11関係)

1 芦屋市の保険料率と賦課限度額（現行）

	平等割額(1) 1世帯につき	均等割額(2) 被保険者1人につき	所得割額(3) 世帯内の国保加入者全員の 平成28年中の基準総所得金額 ×	平成29年度 年間保険料(4) (1)+(2)+(3) 【限度額】			
基礎分	21,120円	+	29,760円	+	6.3%	=	【540,000円】
後期分	8,280円	+	11,520円	+	2.7%	=	【190,000円】
介護分	6,720円	+	13,440円	+	2.6%	=	【160,000円】

(基礎分：基礎賦課限度額 後期分：後期高齢者支援金等賦課限度額 介護分：介護納付金賦課限度額)

2 賦課限度額の内容

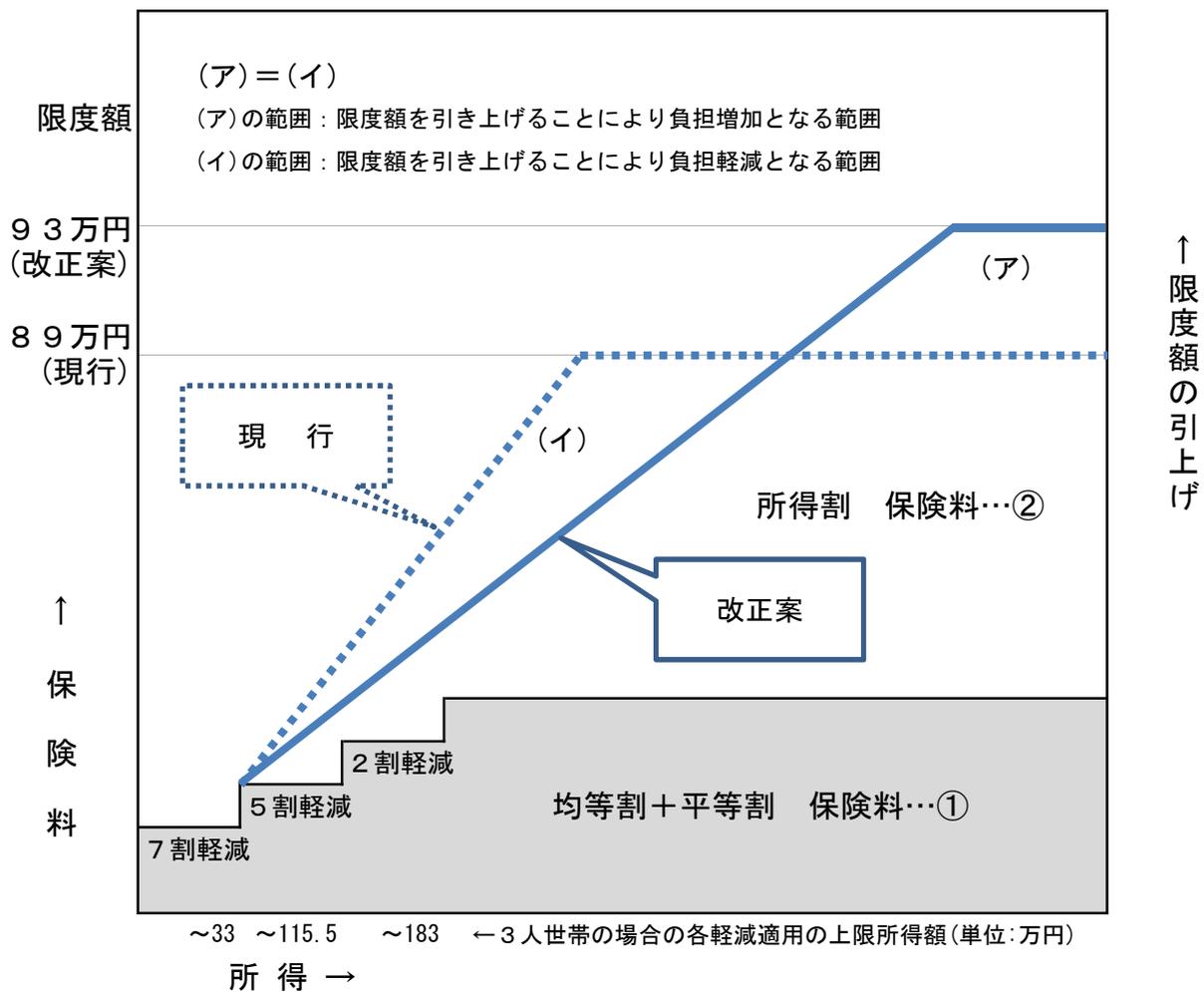
		平成30年度 (改正案)	平成29年度 (現行)	対前年度比 (増額)
対象者： 被保険者全員	基礎分(1)	58万円	54万円	4万円
	後期分(2)	19万円	19万円	0万円
	計(3) ((1)+(2))	77万円	73万円	4万円
対象者： 40歳～64歳	介護分(4)	16万円	16万円	0万円
	計(5) ((3)+(4))	93万円	89万円	4万円

3 賦課限度額の引上げに伴う負担軽減等について

(基礎分58万円+後期分19万円+介護分16万円=93万円)

保険料負担の範囲の変化

- ・ 現 行 : ①の塗りつぶし範囲+「現行」の点線から右側の範囲
 \updownarrow (保険料の総額は同額)
- ・ 改正案 : ①の塗りつぶし範囲+「改正案」の実線から右側の範囲



基礎分保険料(1)

※納付対象者は、国保加入者全員

現行		改正案	
所得割率	6.30 %	所得割率	6.13 %
均等割額	29,760 円	均等割額	29,760 円
平等割額	21,120 円	平等割額	21,120 円
賦課限度額	540,000 円	賦課限度額	580,000 円

※ 改正案の所得割率は、賦課総額、世帯数、被保険者数及び所得金額が現行と同一と仮定した場合の試算値

給与収入額	所得金額	1人世帯			2人世帯			3人世帯		
		現行	改正案	差額	現行	改正案	差額	現行	改正案	差額
未申告	未申告	50,880	50,880	0	80,640	80,640	0	110,400	110,400	0
0 円	0 円	15,264	15,264	0	24,192	24,192	0	33,120	33,120	0
98.0 万円	33.0 万円	15,264	15,264	0	24,192	24,192	0	33,120	33,120	0
98.1 万円	33.1 万円	25,503	25,501	-2	40,383	40,381	-2	55,263	55,261	-2
125.0 万円	60.0 万円	42,450	41,991	-459	57,330	56,871	-459	72,210	71,751	-459
125.1 万円	60.1 万円	57,777	57,316	-461	57,393	56,932	-461	72,273	71,812	-461
147.0 万円	82.0 万円	71,574	70,741	-833	71,190	70,357	-833	86,070	85,237	-833
147.1 万円	82.1 万円	81,813	80,978	-835	71,253	70,418	-835	86,133	85,298	-835
152.0 万円	87.0 万円	84,900	83,982	-918	74,340	73,422	-918	89,220	88,302	-918
152.1 万円	87.1 万円	84,963	84,043	-920	98,595	97,675	-920	89,283	88,363	-920
188.7 万円	114.0 万円	101,910	100,533	-1,377	115,542	114,165	-1,377	106,230	104,853	-1,377
189.1 万円	114.1 万円	101,973	100,594	-1,379	115,605	114,226	-1,379	139,413	138,034	-1,379
213.1 万円	131.0 万円	112,620	110,954	-1,666	126,252	124,586	-1,666	150,060	148,394	-1,666
213.1 万円	131.1 万円	112,683	111,015	-1,668	142,443	140,775	-1,668	150,123	148,455	-1,668
227.5 万円	141.0 万円	118,920	117,084	-1,836	148,680	146,844	-1,836	156,360	154,524	-1,836
227.5 万円	141.1 万円	118,983	117,145	-1,838	148,743	146,905	-1,838	156,423	154,585	-1,838
265.9 万円	168.0 万円	135,930	133,635	-2,295	165,690	163,395	-2,295	173,370	171,075	-2,295
265.9 万円	168.1 万円	135,993	133,696	-2,297	165,753	163,456	-2,297	173,433	171,136	-2,297
283.1 万円	180.0 万円	143,490	140,991	-2,499	173,250	170,751	-2,499	180,930	178,431	-2,499
283.1 万円	180.1 万円	143,553	141,052	-2,501	173,313	170,812	-2,501	203,073	200,572	-2,501
353.1 万円	229.0 万円	174,360	171,028	-3,332	204,120	200,788	-3,332	233,880	230,548	-3,332
353.1 万円	229.1 万円	174,423	171,089	-3,334	204,183	200,849	-3,334	233,943	230,609	-3,334
415.1 万円	278.0 万円	205,230	201,065	-4,165	234,990	230,825	-4,165	264,750	260,585	-4,165
415.5 万円	278.1 万円	205,293	201,126	-4,167	235,053	230,886	-4,167	264,813	260,646	-4,167
442.7 万円	300.0 万円	219,090	214,551	-4,539	248,850	244,311	-4,539	278,610	274,071	-4,539
473.9 万円	325.0 万円	234,840	229,876	-4,964	264,600	259,636	-4,964	294,360	289,396	-4,964
505.1 万円	350.0 万円	250,590	245,201	-5,389	280,350	274,961	-5,389	310,110	304,721	-5,389
536.3 万円	375.0 万円	266,340	260,526	-5,814	296,100	290,286	-5,814	325,860	320,046	-5,814
567.9 万円	400.0 万円	282,090	275,851	-6,239	311,850	305,611	-6,239	341,610	335,371	-6,239
599.1 万円	425.0 万円	297,840	291,176	-6,664	327,600	320,936	-6,664	357,360	350,696	-6,664
630.3 万円	450.0 万円	313,590	306,501	-7,089	343,350	336,261	-7,089	373,110	366,021	-7,089
661.2 万円	475.0 万円	329,340	321,826	-7,514	359,100	351,586	-7,514	388,860	381,346	-7,514
688.9 万円	500.0 万円	345,090	337,151	-7,939	374,850	366,911	-7,939	404,610	396,671	-7,939
716.7 万円	525.0 万円	360,840	352,476	-8,364	390,600	382,236	-8,364	420,360	411,996	-8,364
744.5 万円	550.0 万円	376,590	367,801	-8,789	406,350	397,561	-8,789	436,110	427,321	-8,789
772.3 万円	575.0 万円	392,340	383,126	-9,214	422,100	412,886	-9,214	451,860	442,646	-9,214
800.1 万円	600.0 万円	408,090	398,451	-9,639	437,850	428,211	-9,639	467,610	457,971	-9,639
822.7 万円	620.4 万円	420,942	410,956	-9,986	450,702	440,716	-9,986	480,462	470,476	-9,986
822.8 万円	620.5 万円	421,005	411,017	-9,988	450,765	440,777	-9,988	480,525	470,537	-9,988
875.2 万円	667.6 万円	450,678	439,889	-10,789	480,438	469,649	-10,789	510,198	499,409	-10,789
875.3 万円	667.7 万円	450,741	439,951	-10,790	480,501	469,711	-10,790	510,261	499,471	-10,790
913.3 万円	701.9 万円	472,287	460,915	-11,372	502,047	490,675	-11,372	531,807	520,435	-11,372
913.4 万円	702.0 万円	472,350	460,977	-11,373	502,110	490,737	-11,373	531,870	520,497	-11,373
927.7 万円	714.9 万円	480,477	468,884	-11,593	510,237	498,644	-11,593	539,997	528,404	-11,593
927.8 万円	715.0 万円	480,540	468,946	-11,594	510,300	498,706	-11,594	540,000	528,466	-11,534
967.3 万円	750.5 万円	502,905	490,707	-12,198	532,665	520,467	-12,198	540,000	550,227	10,227
967.4 万円	750.6 万円	502,968	490,768	-12,200	532,728	520,528	-12,200	540,000	550,288	10,288
980.2 万円	762.1 万円	510,213	497,818	-12,395	539,973	527,578	-12,395	540,000	557,338	17,338
980.3 万円	762.2 万円	510,276	497,879	-12,397	540,000	527,639	-12,361	540,000	557,399	17,399
1,020.1 万円	799.0 万円	533,460	520,438	-13,022	540,000	550,198	10,198	540,000	579,958	39,958
1,020.2 万円	799.1 万円	533,523	520,499	-13,024	540,000	550,259	10,259	540,000	580,000	40,000
1,030.9 万円	809.3 万円	539,949	526,751	-13,198	540,000	556,511	16,511	540,000	580,000	40,000
1,031.0 万円	809.4 万円	540,000	526,813	-13,187	540,000	556,573	16,573	540,000	580,000	40,000
1,071.2 万円	847.6 万円	540,000	550,229	10,229	540,000	579,989	39,989	540,000	580,000	40,000
1,071.3 万円	847.7 万円	540,000	550,291	10,291	540,000	580,000	40,000	540,000	580,000	40,000
1,122.3 万円	896.1 万円	540,000	579,960	39,960	540,000	580,000	40,000	540,000	580,000	40,000
1,122.4 万円	896.2 万円	540,000	580,000	40,000	540,000	580,000	40,000	540,000	580,000	40,000

現行限度額

改正案限度額

基礎分保険料(2)

※納付対象者は、国保加入者全員

現行		改正案	
所得割率	6.30 %	所得割率	6.13 %
均等割額	29,760 円	均等割額	29,760 円
平等割額	21,120 円	平等割額	21,120 円
賦課限度額	540,000 円	賦課限度額	580,000 円

※ 改正案の所得割率は、賦課総額、世帯数、被保険者数及び所得金額が現行と同一と仮定した場合の試算値

(単位:円)

給与収入額	所得金額	4人世帯			5人世帯		
		現行	改正案	差額	現行	改正案	差額
未申告	未申告	140,160	140,160	0	169,920	169,920	0
0 円	0 円	42,048	42,048	0	50,976	50,976	0
98.0 万円	33.0 万円	42,048	42,048	0	50,976	50,976	0
98.1 万円	33.1 万円	70,143	70,141	-2	85,023	85,021	-2
125.0 万円	60.0 万円	87,090	86,631	-459	101,970	101,511	-459
125.1 万円	60.1 万円	87,153	86,692	-461	102,033	101,572	-461
147.0 万円	82.0 万円	100,950	100,117	-833	115,830	114,997	-833
147.1 万円	82.1 万円	101,013	100,178	-835	115,893	115,058	-835
152.0 万円	87.0 万円	104,100	103,182	-918	118,980	118,062	-918
152.1 万円	87.1 万円	104,163	103,243	-920	119,043	118,123	-920
188.7 万円	114.0 万円	121,110	119,733	-1,377	135,990	134,613	-1,377
189.1 万円	114.1 万円	121,173	119,794	-1,379	136,053	134,674	-1,379
213.1 万円	131.0 万円	131,820	130,154	-1,666	146,700	145,034	-1,666
213.1 万円	131.1 万円	131,883	130,215	-1,668	146,763	145,095	-1,668
227.5 万円	141.0 万円	138,120	136,284	-1,836	153,000	151,164	-1,836
227.5 万円	141.1 万円	180,231	178,393	-1,838	153,063	151,225	-1,838
265.9 万円	168.0 万円	197,178	194,883	-2,295	170,010	167,715	-2,295
265.9 万円	168.1 万円	197,241	194,944	-2,297	221,049	218,752	-2,297
283.1 万円	180.0 万円	204,738	202,239	-2,499	228,546	226,047	-2,499
283.1 万円	180.1 万円	204,801	202,300	-2,501	228,609	226,108	-2,501
353.1 万円	229.0 万円	235,608	232,276	-3,332	259,416	256,084	-3,332
353.1 万円	229.1 万円	263,703	260,369	-3,334	259,479	256,145	-3,334
415.1 万円	278.0 万円	294,510	290,345	-4,165	290,286	286,121	-4,165
415.5 万円	278.1 万円	294,573	290,406	-4,167	324,333	320,166	-4,167
442.7 万円	300.0 万円	308,370	303,831	-4,539	338,130	333,591	-4,539
473.9 万円	325.0 万円	324,120	319,156	-4,964	353,880	348,916	-4,964
505.1 万円	350.0 万円	339,870	334,481	-5,389	369,630	364,241	-5,389
536.3 万円	375.0 万円	355,620	349,806	-5,814	385,380	379,566	-5,814
567.9 万円	400.0 万円	371,370	365,131	-6,239	401,130	394,891	-6,239
599.1 万円	425.0 万円	387,120	380,456	-6,664	416,880	410,216	-6,664
630.3 万円	450.0 万円	402,870	395,781	-7,089	432,630	425,541	-7,089
661.2 万円	475.0 万円	418,620	411,106	-7,514	448,380	440,866	-7,514
688.9 万円	500.0 万円	434,370	426,431	-7,939	464,130	456,191	-7,939
716.7 万円	525.0 万円	450,120	441,756	-8,364	479,880	471,516	-8,364
744.5 万円	550.0 万円	465,870	457,081	-8,789	495,630	486,841	-8,789
772.3 万円	575.0 万円	481,620	472,406	-9,214	511,380	502,166	-9,214
800.1 万円	600.0 万円	497,370	487,731	-9,639	527,130	517,491	-9,639
822.7 万円	620.4 万円	510,222	500,236	-9,986	539,982	529,996	-9,986
822.8 万円	620.5 万円	510,285	500,297	-9,988	540,000	530,057	-9,943
875.2 万円	667.6 万円	539,958	529,169	-10,789	540,000	558,929	18,929
875.3 万円	667.7 万円	540,000	529,231	-10,769	540,000	558,991	18,991
913.3 万円	701.9 万円	540,000	550,195	10,195	540,000	579,955	39,955
913.4 万円	702.0 万円	540,000	550,257	10,257	540,000	580,000	40,000
927.7 万円	714.9 万円	540,000	558,164	18,164	540,000	580,000	40,000
927.8 万円	715.0 万円	540,000	558,226	18,226	540,000	580,000	40,000
967.3 万円	750.5 万円	540,000	579,987	39,987	540,000	580,000	40,000
967.4 万円	750.6 万円	540,000	580,000	40,000	540,000	580,000	40,000
980.2 万円	762.1 万円	540,000	580,000	40,000	540,000	580,000	40,000
980.3 万円	762.2 万円	540,000	580,000	40,000	540,000	580,000	40,000
1,020.1 万円	799.0 万円	540,000	580,000	40,000	540,000	580,000	40,000
1,020.2 万円	799.1 万円	540,000	580,000	40,000	540,000	580,000	40,000
1,030.9 万円	809.3 万円	540,000	580,000	40,000	540,000	580,000	40,000
1,031.0 万円	809.4 万円	540,000	580,000	40,000	540,000	580,000	40,000
1,071.2 万円	847.6 万円	540,000	580,000	40,000	540,000	580,000	40,000
1,071.3 万円	847.7 万円	540,000	580,000	40,000	540,000	580,000	40,000
1,122.3 万円	896.1 万円	540,000	580,000	40,000	540,000	580,000	40,000
1,122.4 万円	896.2 万円	540,000	580,000	40,000	540,000	580,000	40,000

7割軽減

5割軽減

2割軽減

現行限度額

改正案限度額

改正⑤

普通徴収に係る保険料の納期数変更について（第15条関係）
（賦課限度額を93万円に改正した場合）

現 行

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	----	----	----

保険料算定期間

年間保険料を 8 分割で納付

1期あたり納付額

約 11.6 万円



改正案

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	----	----	----

保険料算定期間

年間保険料を 9 分割で納付

1期あたり納付額

約 10.3 万円

改正⑥ 保険料の軽減に係る所得判定基準の拡充について（第17条関係）

低所得者世帯の保険料については、所得の合計額に応じて応益割（均等割+平等割）を軽減している。

$$〔 \text{国民健康保険料} = \text{応能割（所得割）} + \boxed{\text{応益割（均等割+平等割）}} 〕$$

●軽減が受けられる世帯の合計所得の上限額

軽減割合	算定内容	
7割	—	33万円以下
5割	現行	33万円+27万円×（被保険者数+特定同一世帯所属者 ^(※) 数）以下
	改正案	33万円+27.5万円×（被保険者数+特定同一世帯所属者数）以下
2割	現行	33万円+49万円×（被保険者数+特定同一世帯所属者数）以下
	改正案	33万円+50万円×（被保険者数+特定同一世帯所属者数）以下

(※) 特定同一世帯所属者：国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した後も継続して同一の世帯に属する者

(例) 夫婦と子ども2人の世帯で給与収入のみの場合

	5割軽減	2割軽減
現行	合計所得 141万円以下 (給与収入 約227.1万円以下)	合計所得 229万円以下 (給与収入 約353.1万円以下)
改正案	合計所得 143万円以下 (給与収入 約230.3万円以下)	合計所得 233万円以下 (給与収入 約358.7万円以下)

芦屋市国民健康保険条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）その他の法令に定めるもののほか、本市が行う国民健康保険の<u>事務</u>について必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称)</u></p> <p>第1条の2 <u>法第11条第2項の規定により本市に設置する協議会の名称は、芦屋市国民健康保険運営協議会（以下「運営協議会」という。）とする。</u></p> <p>(運営協議会の委員の定数)</p> <p>第2条 <u>運営協議会</u>の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(保険料の賦課額)</p> <p>第9条の2 保険料の賦課額は、<u>世帯主</u>の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「令」という。）<u>第29条の7第1項第1号</u>に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（<u>令第29条の7第1項第2号</u>に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）並びに介護納付金賦課被保険者（<u>令第29条の7第1項第3号</u>に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（<u>同号</u>に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）の合算額とする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）その他の法令に定めるもののほか、本市が行う国民健康保険について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(運営協議会の委員の定数)</p> <p>第2条 <u>国民健康保険運営協議会</u>の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(保険料の賦課額)</p> <p>第9条の2 保険料の賦課額は、<u>被保険者である世帯主及びその世帯</u>に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「令」という。）<u>第29条の7第1項</u>に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（<u>同項</u>に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）並びに介護納付金賦課被保険者（<u>同項</u>に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（<u>同項</u>に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）の合算額とする。</p>

改正案	現 行
<p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第9条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第17条の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、当該年度の前年度の決算見込みにおいて剰余金を生ずる場合には、当該剰余金見込額（芦屋市国民健康保険事業特別会計基金条例（昭和59年芦屋市条例第11号。以下「特別会計基金条例」という。）第2条第1号の規定による積立金を除く。）を控除するものとし、不足額を生ずる場合には、当該不足見込額を加算するものとする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費，入院時生活療養費，保険外併用療養費，療養費，訪問看護療養費，特別療養費，移送費，高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額</p> <p>イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（兵庫県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。兵庫県が行う国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療</p>	<p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第9条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第17条の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、当該年度の前年度の決算見込みにおいて剰余金を生ずる場合には、当該剰余金見込額（芦屋市国民健康保険事業特別会計基金条例（昭和59年芦屋市条例第11号。以下「特別会計基金条例」という。）第2条第1号の規定による積立金を除く。）を控除するものとし、不足額を生ずる場合には、当該不足見込額を加算するものとする。</p> <p>(1) 当該年度における療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額，入院時食事療養費，入院時生活療養費，保険外併用療養費，療養費，訪問看護療養費，特別療養費，移送費，高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額，高齢者医療確保法の規定による前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）の納付に要する費用の額，保健事業に要する費用の額，法第81条の2第1項第1号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の納付に要する費用の額，同条第1項第2号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金</p>

改正案	現 行
<p><u>確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）</u>、<u>高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）</u>及び<u>介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）</u>の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額</p> <p>ウ <u>法第81条の2第4項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</u></p> <p>エ <u>法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金</u>の償還に要する費用の額</p> <p>オ <u>保健事業に要する費用の額</u></p> <p>カ <u>その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに兵庫県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（兵庫県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）</u>及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。）</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア <u>法第74条の規定による補助金の額</u></p>	<p><u>（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の納付に要する費用の額の2分の1に相当する額並びにその他の国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務（前期高齢者納付金等、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）</u>及び<u>高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）</u>並びに<u>介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）</u>の納付に関する事務を含む。次号において同じ。）の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、退職被保険者等に係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用の額を除く。）の合算額から法附則第7条第1項第2号に規定する調整対象基準額に同号に規定する退職被保険者等所属割合（以下「退職被保険者等所属割合」という。）を乗じて得た額を控除した額（高齢者医療確保法の規定による前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）</p> <p>(2) 当該年度における<u>法第70条の規定による負担金（高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」</u></p>

改正案	現 行
<p>イ <u>法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（兵庫県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等，病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額</u></p> <p>ウ <u>法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金（エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）の額</u></p> <p>エ <u>その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額</u></p> <p>2 （省略）</p> <p>（一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率）</p> <p>第13条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は，次により算定する。</p> <p>(1) 所得割 基礎賦課総額の<u>100分の52</u>に相当する額を，基礎控除後の総所得金額等（令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場</p>	<p>という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金（以下「病床転換支援金」という。）並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。），<u>法第72条の規定による調整交付金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）</u>，<u>法第72条の2の規定による都道府県調整交付金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）</u>，<u>法第72条の5の規定による負担金</u>，<u>法第74条の規定による補助金</u>，<u>法第75条の規定による補助金（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）</u>及び<u>貸付金（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）</u>，<u>法第81条の2第1項の規定による交付金並びにその他の国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用並びに後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を除く。）のための収入（法第72条の3第1項の規定による繰入金及び法附則第7条第1項の規定による療養給付費等交付金（以下「療養給付費等交付金」という。）を除く。）の額の合算額</u></p> <p>2 （省略）</p> <p>（一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率）</p> <p>第13条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は，次により算定する。</p> <p>(1) 所得割 基礎賦課総額の<u>100分の50</u>に相当する額を，基礎控除後の総所得金額等（令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場</p>

改正案	現 行
<p>合にあつては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数</p> <p>(2) 被保険者均等割 基礎賦課総額の<u>100分の34</u>に相当する額を、<u>当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数</u>で除して得た額</p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額</p> <p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 基礎賦課総額の<u>100分の14</u>に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</p> <p>イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗</p>	<p>合にあつては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数</p> <p>(2) 被保険者均等割 基礎賦課総額の<u>100分の35</u>に相当する額を、<u>賦課期日における一般被保険者数</u>で除して得た額</p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額</p> <p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 基礎賦課総額の<u>100分の15</u>に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の数から特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</p> <p>イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗</p>

改正案	現 行
<p>じて得た額</p> <p>ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額</p> <p>2・3 (省略)</p> <p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第13条の6 第10条又は第13条の2の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には，第10条の基礎賦課額と第13条の2の基礎賦課額との合計額をいう。第16条及び第17条第1項において同じ。）は，<u>令第29条の7第2項第9号又は令附則第4条第2項第6号に規定する額</u>を超えることができない。</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)</p> <p>第13条の6の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第17条の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては，その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は，第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における<u>国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（兵庫県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分であつて，兵庫県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。）の額</u></p> <p>(2) 当該年度における<u>次に掲げる額の合算額</u> ア <u>法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に</u></p>	<p>じて得た額</p> <p>ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額</p> <p>2・3 (省略)</p> <p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第13条の6 第10条又は第13条の2の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には，第10条の基礎賦課額と第13条の2の基礎賦課額との合計額をいう。第16条及び第17条第1項において同じ。）は，<u>540,000円</u>を超えることができない。</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)</p> <p>第13条の6の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第17条の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては，その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は，第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における<u>後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用の額から後期高齢者支援金及び病床転換支援金の額に退職被保険者等所属割合を乗じて得た額を控除した額</u></p> <p>(2) 当該年度における<u>法第70条の規定による負担金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。）</u>，<u>法第72条の規定による調整交付金（後期高齢者支援金及</u></p>

改正案	現 行
<p><u>要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額</u></p> <p>イ <u>その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額</u></p> <p>（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）</p> <p>第13条の6の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次により算定する。</p> <p>(1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の52</u>に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数</p> <p>(2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の34</u>に相当する額を当該年度の<u>前年度及びその直前の2箇年度の各年度</u>における<u>一般被保険者の数等を勘案して算定した数</u>で除して得た額</p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それ</p>	<p><u>び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。）</u>、<u>法第72条の2の規定による都道府県調整交付金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。）</u>、<u>法第75条の規定による補助金（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係るものに限る。）及び貸付金（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係るものに限る。）</u> <u>その他国民健康保険事業に要する費用（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に関する事務の執行に要する費用を除く。）に係るものに限る。）のための収入（法第72条の3第1項の規定による繰入金及び療養給付費等交付金を除く。）の額の合算額</u></p> <p>（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）</p> <p>第13条の6の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次により算定する。</p> <p>(1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の50</u>に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数</p> <p>(2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の35</u>に相当する額を当該年度の<u>初日</u>における<u>一般被保険者数</u>で除して得た額</p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それ</p>

改正案	現 行
<p>それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額</p> <p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の14</u>に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</p> <p>イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額</p> <p>2・3 (省略)</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第13条の6の10 第13条の6の3又は第13条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第13条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第13条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額との合計額をいう。第16条及び第17条第1項において同じ。）は、<u>令第29条の7第3項第8号又は令附則第4条第3項第6号に規定する額</u>を超えることができない。</p> <p>(介護納付金賦課総額)</p> <p>第13条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第17条の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「介護納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p>	<p>それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額</p> <p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の15</u>に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</p> <p>イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額</p> <p>2・3 (省略)</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第13条の6の10 第13条の6の3又は第13条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第13条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第13条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額との合計額をいう。第16条及び第17条第1項において同じ。）は、<u>190,000円</u>を超えることができない。</p> <p>(介護納付金賦課総額)</p> <p>第13条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第17条の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「介護納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p>

改正案	現 行
<p>(1) 当該年度における<u>国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（兵庫県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額</u></p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア <u>法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額</u></p> <p>イ <u>その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額</u></p> <p>(介護納付金賦課額の保険料率)</p> <p>第13条の10 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次により算定する。</p> <p>(1) 所得割 介護納付金賦課総額の<u>100分の52</u>に相当する額を、介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第32条の10に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数</p> <p>(2) 被保険者均等割 介護納付金賦課総額の<u>100分の34</u>に相当する額を、<u>当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における</u></p>	<p>(1) 当該年度における<u>介護納付金の納付に要する費用の額</u></p> <p>(2) 当該年度における<u>法第70条の規定による負担金（介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）</u>、<u>法第72条の規定による調整交付金（介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）</u>、<u>法第72条の2の規定による都道府県調整交付金（介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）</u>、<u>法第75条の規定による補助金（介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）</u>及び<u>貸付金（介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）</u>その他国民健康保険事業に要する費用（介護納付金の納付に要する費用（介護納付金の納付に関する事務の執行に要する費用を除く。）に係るものに限る。）のための収入（<u>法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額の合算額</u></p> <p>(介護納付金賦課額の保険料率)</p> <p>第13条の10 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次により算定する。</p> <p>(1) 所得割 介護納付金賦課総額の<u>100分の50</u>に相当する額を、介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第32条の10に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数</p> <p>(2) 被保険者均等割 介護納付金賦課総額の<u>100分の35</u>に相当する額を、<u>賦課期日における介護納付金賦課被保険者数</u>で除して得た</p>

改正案	現 行
<p><u>介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額</u></p> <p>(3) 世帯別平等割 介護納付金賦課総額の<u>100分の14</u>に相当する額を、<u>当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度</u>における介護納付金賦課被保険者の属する<u>世帯の数等を勘案して算定した数</u>で除して得た額</p> <p>2・3 (省略)</p> <p>(介護納付金賦課限度額)</p> <p>第13条の11 第13条の8の賦課額は、<u>令第29条の7第4項第8号に規定する額</u>を超えることができない。</p> <p>(普通徴収に係る保険料の納期)</p> <p>第15条 普通徴収に係る保険料の納期は次のとおりとする。</p> <p>第1期 7月1日から同月末日まで</p> <p>第2期 8月1日から同月末日まで</p> <p>第3期 9月1日から同月末日まで</p> <p>第4期 10月1日から同月末日まで</p> <p>第5期 11月1日から同月末日まで</p> <p>第6期 12月1日から同月末日まで</p> <p>第7期 1月1日から同月末日まで</p> <p>第8期 2月1日から同月末日まで</p> <p><u>第9期 3月1日から同月末日まで</u></p> <p>2 (省略)</p> <p>(保険料の減額)</p>	<p>額</p> <p>(3) 世帯別平等割 介護納付金賦課総額の<u>100分の15</u>に相当する額を、<u>賦課期日</u>における介護納付金賦課被保険者の属する<u>世帯数</u>で除して得た額</p> <p>2・3 (省略)</p> <p>(介護納付金賦課限度額)</p> <p>第13条の11 第13条の8の賦課額は、<u>160,000円</u>を超えることができない。</p> <p>(普通徴収に係る保険料の納期)</p> <p>第15条 普通徴収に係る保険料の納期は次のとおりとする。</p> <p>第1期 7月1日から同月末日まで</p> <p>第2期 8月1日から同月末日まで</p> <p>第3期 9月1日から同月末日まで</p> <p>第4期 10月1日から同月末日まで</p> <p>第5期 11月1日から同月末日まで</p> <p>第6期 12月1日から同月末日まで</p> <p>第7期 1月1日から同月末日まで</p> <p>第8期 2月1日から同月末日まで</p> <p>2 (省略)</p> <p>(保険料の減額)</p>

改正案	現 行
<p>第17条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条又は第13条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第13条の6に規定する額を超える場合には、<u>当該額</u>）とする。</p> <p>(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金</p>	<p>第17条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条又は第13条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>540,000円</u>を超える場合には、<u>540,000円</u>）とする。</p> <p>(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金</p>

改正案	現 行
<p>額) , 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額, 同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額, 租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。) の算定についても同様とする。以下同じ。) 及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が, 地方税法第314条の2第2項に掲げる金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額</p> <p>イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が, 地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に<u>275,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。) 現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるもの</p>	<p>額) , 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額, 同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額, 租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。) の算定についても同様とする。以下同じ。) 及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が, 地方税法第314条の2第2項に掲げる金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額</p> <p>イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が, 地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に<u>270,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。) 現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるもの</p>

改正案	現 行
<p>の数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</p> <p>イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に<u>500,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額</p> <p>イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額</p> <p>2・3 (省略)</p> <p>4 前3項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条又は第13条の2」とあるのは「第13条の6の3又は第13条の6の6」と、「<u>第13条の6</u>」とあるのは「<u>第13条の6の10</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>の数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</p> <p>イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に<u>490,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額</p> <p>イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額</p> <p>2・3 (省略)</p> <p>4 前3項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条又は第13条の2」とあるのは「第13条の6の3又は第13条の6の6」と、「<u>540,000円</u>」とあるのは「<u>190,000円</u>」と読み替えるものとする。</p>

改正案	現 行
<p>5 第1項から第3項までの規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条又は第13条の2」とあるのは「第13条の8」と、「<u>第13条の6</u>」とあるのは「<u>第13条の11</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>（特例対象被保険者等に係る届出）</p> <p>第21条の3 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) （省略）</p> <p>2 前項の<u>届出に当たり</u>、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証の<u>提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。</u></p>	<p>5 第1項から第3項までの規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条又は第13条の2」とあるのは「第13条の8」と、「<u>540,000円</u>」とあるのは「<u>160,000円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>（特例対象被保険者等に係る届出）</p> <p>第21条の3 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) （省略）</p> <p>2 前項の<u>届出は</u>、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証を提示して行わなければならない。</p>

芦屋市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案					現 行				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
区分		支給単位	報酬額（円）	旅費の額	区分		支給単位	報酬額（円）	旅費の額
(省略)					(省略)				
芦屋市国民健康保険 運営協議会	会長	日額	13,500	旅費条例別 表第1級別2級 の者の旅費相 当額	国民健康保険運営協 議会	会長	日額	13,500	旅費条例別 表第1級別2級 の者の旅費相 当額
	委員	日額	11,200			委員	日額	11,200	
(省略)					(省略)				